

流山市相談支援事業所の設置について（案）

流山市障害者支援課

流山市の障害者数の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
身体障害者数	3,973人	4,063人	4,028人
知的障害者数	632人	679人	733人
精神障害者数	1,602人	1,700人	1,835人
合計	6,212人	6,442人	6,596人

障害者からの相談件数の推移

	H22	H23	H24
年間相談件数	6,236	7,146	7,858

障害者相談支援の現状

障害者数の増加

支援を必要とする障害者が年々増加し、ニーズも多様化してきており、直営の相談体制を充実していくにも限界が生じてきているため、市民にとってより身近でいつでも相談できる支援体制を確立していく必要性が求められています。

直営での相談支援体制の見直し

民間との協働体制の確立

行政において相談支援からサービス利用まで一貫したケースワークを行ってきました。地域活動支援センターI型事業所「すみれ」はあるものの、相談員は兼務のため相談対応に限界がきています。今後、増加する相談件数の対応が困難になりつつあります。

民間と行政の協働による「新しい相談システム」を創ることが必要。直営で実施している相談支援事業をいかに移譲・分業していくかを検討する必要があります。

3

なぜ相談支援事業所が必要なの？



具体的要因その1

- 障害者からの相談ニーズが多様化し、医療、サービス、家族関係、夫婦関係、就労、ひきこもり、虐待、経済問題、近隣トラブル対応等、行政に対する要望が変化してきています。
- 特に精神障害の方からの相談は、窓口や電話相談が長時間にわたることも多く、件数だけでは実態の説明が困難な状況です。
- 相談状況により職員が直接訪問しなければならないことも多く、その間の事務処理が滞り時間外も多くなっています。

4

具体的要因その2

サービスを利用する全障害者にサービス等利用計画(障害者版ケアプラン)を作成する必要があります。

障害者総合支援法施行により、平成26年度中(平成27年3月31日まで)に障害福祉サービスを利用する全障害者に、サービス等利用計画(障害者版ケアプラン)を作成しなければなりません。

H26年度末までにサービス等利用計画作成は約600~700ケース分で、年間延べ2,755回分にのぼります。



サービス等利用計画作成(ケアプラン)は、障害者総合支援法の趣旨に基づき、支給決定機関である市がケアプランを作成することは認められないことから市は行えません。従って、ケアプランを作成してくれる相談支援事業所の指定が急務です。

5

相談支援事業所の設置方法と内容

市内に3カ所



北部地域相談事業所(仮称)

H26年度



中部地域相談事業所(仮称)

H27年度



南部地域相談事業所(仮称)

●相談支援事業所は、指定特定相談支援事業(サービス等利用計画)と相談支援事業の2つの役割を担います。

●サービス等利用計画作成(ケアプラン)を相談支援事業所の役割として担わせることでケアプラン作成事業所の不足をクリアし、かつ、相談支援も実施させることで相談件数の増加にも対応します。

<設置方法>

平成26年度 新規1カ所。
「すみれ」をひとつの相談支援事業所として位置付け計2ヶ所。

平成27年度 1カ所。

相談支援事業所を合計3カ所設置。

6

相談支援事業所への委託料算定

◆賃金

単価表(厚生労働省「賃金構造基本統計調査」:H23年度)

区分	月額	賞与等	年間給与額
介護支援専門員(ケアマネージャー)	261,700	639,100	3,779,500

◆管理費

名称	区分	数量	単位	金額
事務費	事務管理費	20	%	755,900

賃金＋管理費＝4,500,000円

7

歳入について

- 地域生活支援事業(相談支援事業)の歳入は、規定では国1/2、県1/4、市1/4だが(実質補助率50%)1か所あたり
 $450万円 \times 1/2 = 225万円$ 。

- 平成26年度以降の歳出・歳入

$$450万円 \times 2 = 900万円 \times 1/2 = 450万円$$

事業費(歳出)

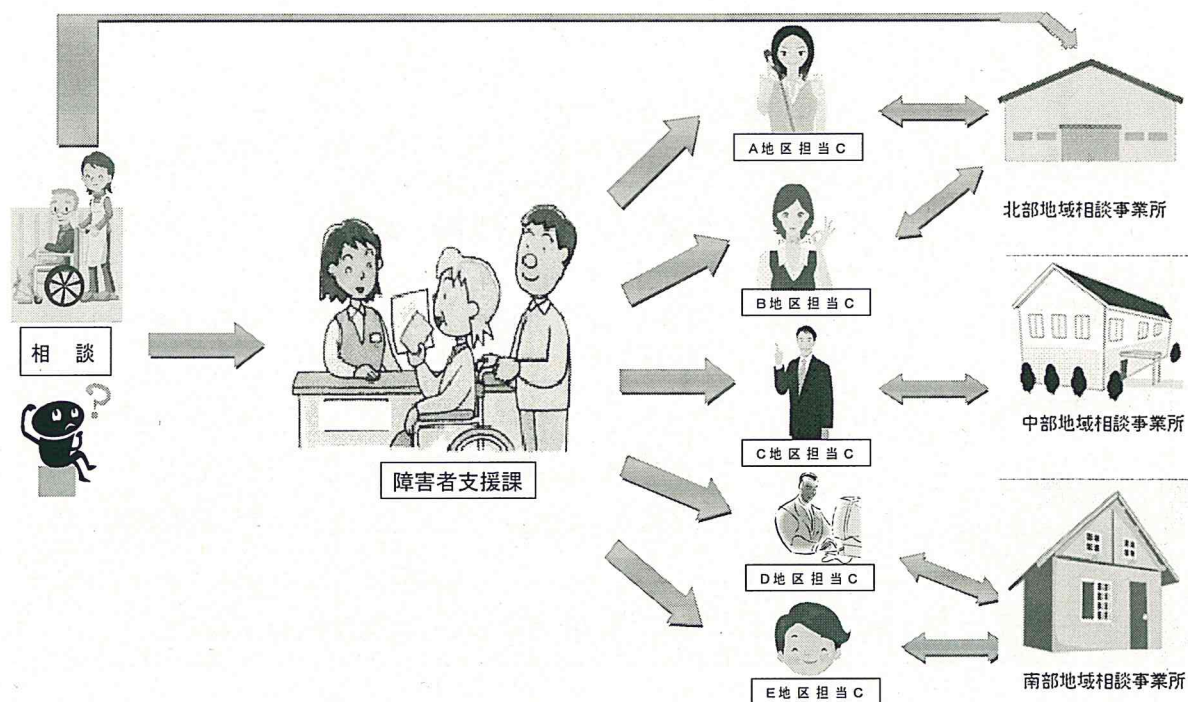
歳入

※「すみれ」は300万円ですみれ分の歳出増は150万円

8

流山市障害者相談の分担方法について(イメージ図)

地区担当型



9

相談支援事業所(委託)

	指定特定相談支援事業 (サービス等利用計画)	相談支援事業 (地域生活支援事業)
法根拠	障害者総合支援法51条の20	障害者総合支援法第77条第1項第3号
利用者との契約	必要	不要
業務内容	サービス等利用計画の作成	市の相談業務の一部実施
業務量	約200ケース 年利用計画作成回数約920回	相談を随時受付
従事者	相談支援専門員	相談支援専門員又は社会福祉士、精神保健福祉士の国家資格
員数	1名(法人内の業務兼務可)	1名(専任)
報酬	国基準	市からの委託料
報酬単価	新規16,000円/1回 モニタリング13,000円/1回	年額4,500,000円 (算定根拠は別紙)
負担割合	国1/2 県1/4 市1/4	国1/2県1/4であるが(実質補助率は事業費の約50%)

※1事業所当たりの年間サービス利用計画作成費は約12,650,000円となります。
負担割合による金額は、国・県補助9,487,500円 市3,162,500円となります

10

相談支援事業委託内容

区分	概要
業務内容	市の相談業務の一部として ・窓口での相談・電話相談・障害福祉サービスの説明 ・訪問相談・申請等の代行・情報提供 ・各種申請書の発行・各種申請書の受理 等
事業所要件	①障害程度区分認定調査の委託を受けること ②指定特定・障害児相談支援事業の指定を受けていること ③障害福祉支援課において概ね6カ月の実習をすること
相談件数	200ケース。サービス等利用計画・月約77件以上作成すること
連絡体制	常に市障害者支援課と連絡が取れる体制を作ること
相談員配置	障害者相談支援員を1名配置すること(他の相談支援事業との兼務は可能。)
地域ネットワーク	自立支援協議会に参加し中心的な活動を実施すること

11

近隣市の相談支援事業所設置状況

- 柏市は、4ヶ所に450万円/1ヶ所（年）。
それ以外に24時間365日対応可能な中核地域生活支援センター（委託料約2,500万円/年）を1ヶ所設置。
 $450万円 \times 4 = 1,800万円 + 2,500万円 = 4,300万円$
- 我孫子市は、5ヶ所に450万円/1ヶ所（年）。
 $450万円 \times 5 = 2,250万円$
- 野田市は、障がい者総合相談センターを設置し直営で相談支援を実施。それ以外に、地域活動支援センター I 型事業所1か所と24時間365日対応可能な中核地域生活支援センターがある。H24年度の県調査において、サービス等利用計画（ケアプラン作成）が東葛地域内でも低かったことから、今後どう対応するか検討中。
- 松戸市は、サービス等利用計画（ケアプラン作成）が進まないことから、相談支援事業所設置も含め、どう特別な手当てをするか現在検討中。

12